

自転車は 車道が原則 だけど...

ルールを知れば、もっと安全に走れる!

自分のため
みんなのために
安全な通行を!

1 危ないときは 歩道走行でOK

車道が混雑して危険な場合は、
例外規定（道路交通法第63条の4第1項第3号
やむを得ない事由）に基づき、
自歩可の標識がなくても
歩道を通行できます。



普通自転車歩道通行
可(自歩可)標識

車道が混雑して
危険なときは
歩道を通行できます!

2 歩道に「逆走」 (右側通行禁止)の概念はない

左側通行の原則は「車道」と「路側帯」のルールです。
歩道は道路の左右どちら側であっても、
双方方向の通行が認められているため、
帰り(復路)の心配は不要です。



歩道に
「逆走」の概念は
ありません



歩道は
双方方向通行
が認められています

歩道は双方方向通行が可能

避けるときは
お互い左方向
に!!

3 ただし「歩行者優先」は絶対

歩道を走る場合は、必ず車道寄りを徐行し、
歩行者の通行を妨げないように徹底してください。



歩行者の通行を
妨げないようにしましょう。

車道寄りを
徐行

歩行者が
優先です!



ルールを守るとは
自分を守ること。

ちょっとした思いやりが、
大きな事故を防ぐ。